

滋賀県公害防止条例の一部を改正する条例の概要

<改正の目的>

県内では、工場や事業場において、六価クロムや有機塩素系化合物などの有害物質の漏洩による地下水汚染が発生しています。地下水汚染の未然防止、汚染の早期発見と拡大防止の制度を、今回新たに追加します。

工場跡地の再開発に伴う土壌汚染に社会的な関心が高まっています。平成15年の土壌汚染対策法の施行前に施設が廃止された土地についても、新たに土壌調査等の対象とします。

<改正の内容>

(1) 地下水汚染の未然防止

有害物質を含む水の地下への浸透を禁止します。

有害物質の地下への漏洩を防止するため、有害物質を保管、移送する施設(約250カ所程度の見込み)についても新たに届出を求め、漏洩等の防止対策が不十分な場合には、計画の変更を命じます。

(2) 地下水汚染の早期発見と改善

汚染を早期に発見するため、有害物質を使用する事業場には、監視用の井戸での水質検査結果の報告を求めます。

地下水の汚染が発見された場合には、浄化措置命令や改善計画の提出により、確実な改善工事の実施を求め、命令に従わない場合の罰則を定めます。

(3) 土壌汚染の改善

平成15年の土壌汚染対策法の施行前に施設が廃止され、規制対象とならない土地(約30カ所程度の見込み)等に対して土壌汚染調査を義務づけます。

公害防止条例で排水規制の対象とされている施設について、土壌汚染調査の義務づけを加えます。

土壌汚染が発見された場合には、改善計画に基づき、改善工事の確実な実施を求めます。また、完了するまで土地の掘削などの形状変更の実施を制限します。

滋賀県公害防止条例の改正について(フロー図)

第1章 総則

第2条 定義の追加

第2章 公害発生源の規制等

第3節 排出水の排水の規制

有害物質保管移送施設からの地下浸透の防止

特定施設(有害物質保管移送施設)

第21条第1項 設置の届出

第23条 構造等変更の届出

第25条第1項、第2項 実施の制限

審査

不適合

第24条 計画変更命令

命令違反

第56条 罰則

有害物質保管移送施設の構造または使用の方法

特定事業場
設置・構造等の変更

第29条の4 有害物質の製造、使用または処理の状況の記録

第29条の11

第29条の5 地下水の水質の汚濁の状況の調査、報告

第29条の10 勧告

公表

規則で定めるものを除く

立入検査(有害物質保管移送施設)

第29条の3 改善命令等

命令違反

第56条 罰則

第21条、第23条、第24条、第25条、第26条

設置届出、構造等変更届出、計画変更命令、実施の制限、氏名変更届出の内容に有害物質保管移送施設に関するものをそれぞれ追加

特定地下浸透水の浸透の禁止

第28条の2 有害物質を含む特定地下浸透水の地下浸透の禁止

規制の対象

有害物質使用特定事業場

(有害物質を特定施設で使用する事業場)

第21条第2項 有害物質使用特定施設の設置等の届出

審査

第24条 計画変更命令

(有害物質使用特定施設に係る汚水を浸透させるもの)

命令違反

第56条 罰則

特定地下浸透水

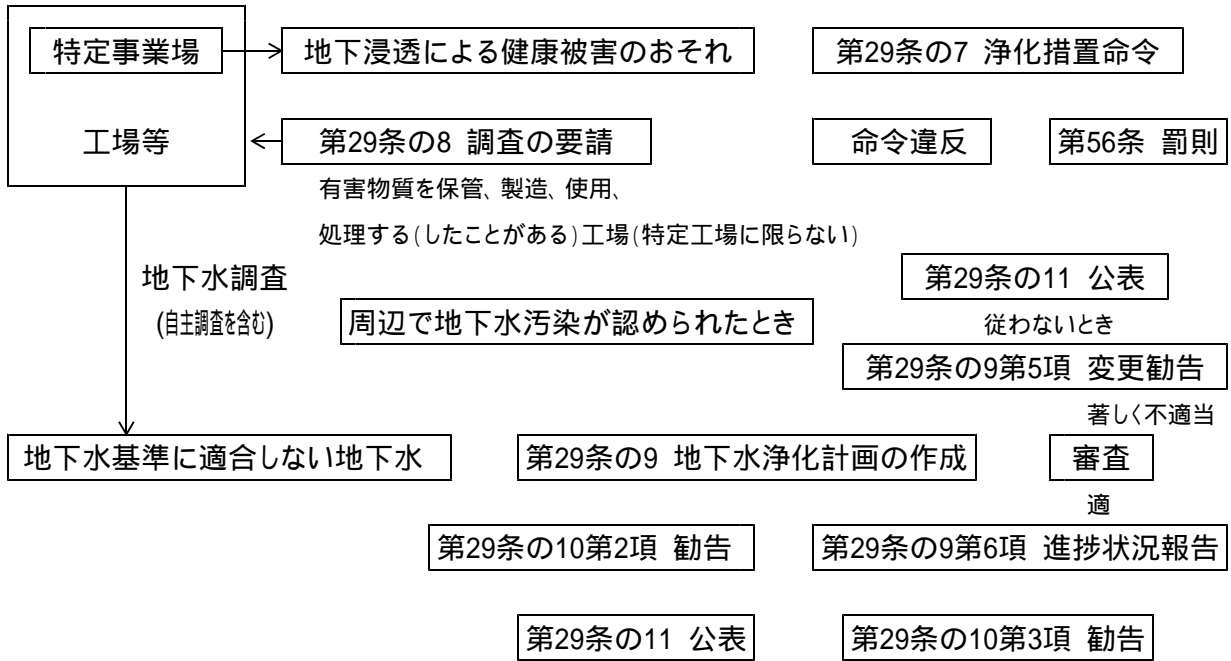
立入検査(有害物質使用特定施設)

第29条の2 改善命令等

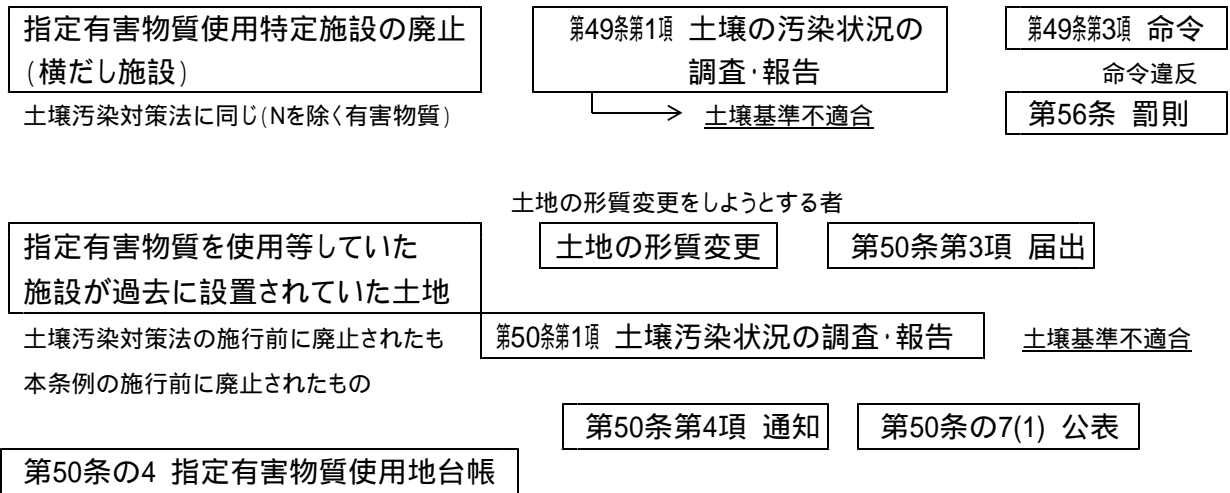
(有害物質使用特定施設に係る汚水または廃液を含むもの)

第53条 測定義務

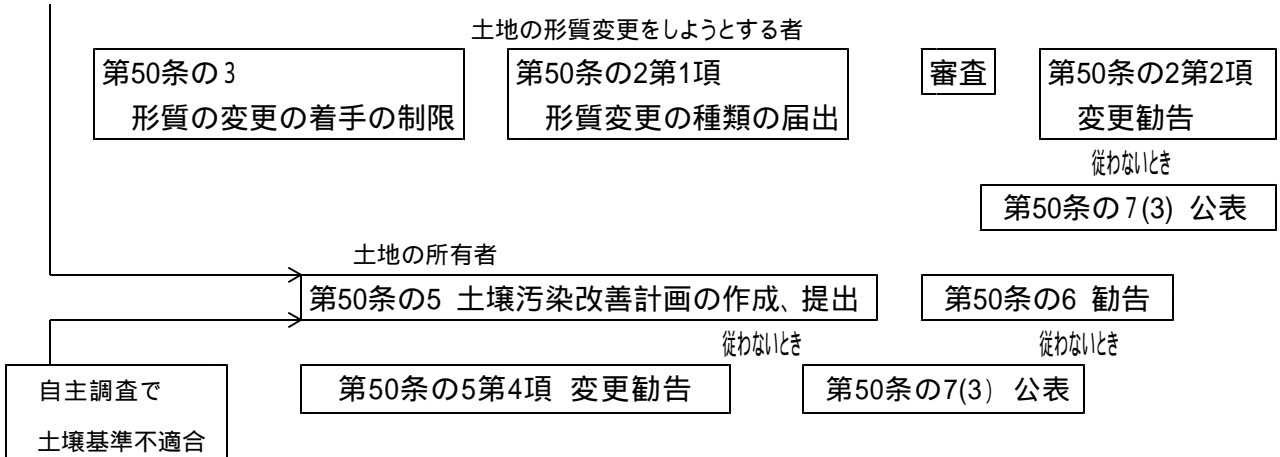
地下水の汚染の浄化措置



第3章 土壌の汚染の改善のための措置



土壌基準不適合



滋賀県公害防止条例の一部を改正する条例のあらまし

1 改正の理由

県内では、工場や事業場において六価クロムや有機塩素系化合物などの有害物質の漏洩による地下水汚染が発生していることから、地下水汚染の未然防止、汚染の早期発見と拡大防止の制度を追加することが必要です。

また、再開発に伴う土壌汚染に社会的な関心が高まっており、土壌汚染対策法（平成14年法律第53条）の施行前に施設が廃止された土地についても、土壌調査等の対象とし、汚染の早期発見と拡大防止の措置を追加することが必要であることから、滋賀県公害防止条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 改正された条例において使用する用語の意義を定めることとします。（第2条第3項、第4項、第6項、第9項関係）
- (2) 工場等から公共用水域に水を排出し、または地下に有害物質使用特定施設に係る汚水等を含む水を浸透させる者は、有害物質使用特定施設、有害物質保管移送施設に関する事項等について、知事に届出なければならないこととします。（第21条第1項、第2項、第22条、第23条関係）
- (3) 知事は、特定施設等に係る届出があった場合において、特定地下浸透水が有害物質を含むと認めるとき、または有害物質保管移送施設から有害物質を含む水が地下に浸透するおそれがあると認めるとき、計画の変更等を命ずることができることとします。（第24条関係）
- (4) 有害物質保管移送施設に係る届出をした者は、届出が受理された日から60日を経過した後でなければ、有害物質保管移送施設の設置、構造もしくは使用の方法の変更をしてはならないこととします。（第25条第1項、第2項関係）
- (5) 有害物質を含む特定地下浸透水の地下浸透を禁止するとともに地下浸透に係る事故時の措置についての規定を設けることとします。（第28条の2、第29条の6第1項関係）
- (6) 知事は、有害物質使用特定事業場から水を排出する者が、有害物質を含む特定地下浸透水を浸透させるおそれがあると認めるときは、その者に対し、

期限を定めて特定施設の構造もしくは使用の方法もしくは汚水等の処理の方法の改善を命じ、または特定施設の使用もしくは特定地下浸透水の浸透の一時停止を命ずることができることとします。(第29条の2第1項関係)

(7) 知事は、有害物質使用特定事業場の設置者(以下「有害物質使用事業者」という。)が、有害物質保管移送施設から有害物質を含む水を地下に浸透させるおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて有害物質保管移送施設の構造もしくは使用の方法の改善を命じ、または有害物質保管移送施設の使用の一時停止を命ずることができることとします。(第29条の3第1項関係)

(8) 有害物質使用事業者は、規則で定めるところにより、有害物質の製造、使用または処理の状況その他の規則で定める事項を記録しておかなければならないこととします。(第29条の4関係)

(9) 有害物質使用事業者(規則で定める者を除く。)は、規則で定めるところにより、有害物質使用特定事業場の敷地内の地下水の有害物質による水質の汚濁の状況について調査し、その結果を知事に報告しなければならないこととします。(第29条の5関係)

(10) 地下水の水質の浄化に係る措置命令等

ア 知事は、特定施設を設置している工場等(以下「特定事業場」という。)において有害物質に該当する物質を含む水の地下への浸透があったことにより、現に人の健康に係る被害が生じ、または生ずるおそれがあると認めるときは、規則で定めるところにより、その被害を防止するため必要な限度において、当該特定事業場の設置者に対し、相当の期限を定めて、地下水の水質の浄化のための措置をとることを命ずることができることとします。(第29条の7第1項関係)

イ 地下水の水質の浄化のための措置を命ずる場合において、知事は、浸透があった時において当該特定事業場の設置者であった者に対しても、措置をとることを命ずることができることとします。(第29条の7第2項関係)

ウ ア、イの規定は、水質汚濁防止法第14条の3第1項または第2項の規定により地下水の水質の浄化のための措置をとることを命ずることができる場合については、適用しないこととします。(第29条の7第3項関係)

エ 特定事業場の設置者(特定事業場またはその敷地を譲り受け、もしくは借り受け、または相続、合併もしくは分割により取得した者を含む。)は、当該特定事業場について、浸透があった時において当該特定事業場の設置者であった者に対して地下水の浄化命令があったときは、当該命令に係る措置に協力しなければならないこととします。(第29条の7第4項関係)

(11)知事は、有害物質による水質の汚濁の状態が規則で定める基準（以下「地下水基準」という。）に適合しない地下水があると認める場合は、当該有害物質を現に保管し、製造し、使用し、もしくは処理し、または過去に保管し、製造し、使用し、もしくは処理していたことがある工場等であって、当該水質の汚濁の状態の原因がその敷地内にある可能性があるものの設置者に対し、当該有害物質の保管、製造、使用もしくは処理の状況その他規則で定める事項を報告し、または当該有害物質によるその敷地内の地下水の水質の汚濁もしくは土壌の汚染の状況について調査し、その結果を報告するよう要請することができることとします。（第29条の8関係）

(12)地下水浄化計画

ア 知事は、工場等において有害物質に該当する物質を含む水の地下への浸透があったことにより、地下水の有害物質による水質の汚濁の状態が地下水基準に適合しないと認めるときは、規則で定めるところにより、当該工場等の設置者に対し、相当の期限を定めて、当該水質の汚濁の状態が地下水基準に適合することとなるよう地下水の水質を浄化するための計画（以下「地下水浄化計画」という。）を作成するよう求めることができることとします。（第29条の9第1項関係）

イ 知事は、アの浸透があった時において当該工場等の設置者であった者に対しても、地下水浄化計画を作成するよう求めることができることとします。（第29条の9第2項関係）

ウ 地下水浄化計画の作成を求められた者は、地下水浄化計画を作成したときは速やかにこれを知事に提出しなければならないこととします。また、これを変更した場合も、同様とします。（第29条の9第4項関係）

エ 知事は、地下水浄化計画が著しく不相当であると認める場合は、当該地下水浄化計画を作成した者に対し、その変更を勧告することができることとします。（第29条の9第5項関係）

オ 地下水浄化計画を提出した者は、当該地下水浄化計画を実施し、規則で定めるところにより当該地下水浄化計画の進捗状況について知事に報告しなければならないこととします。（第29条の9第6項関係）

カ 工場等の設置者は、当該工場等について地下水浄化計画の作成を求められた者が地下水浄化計画を作成しようとするときまたは当該地下水浄化計画を実施しようとするときは、当該地下水浄化計画の作成および実施について協力しなければならないこととします。（第29条の9第7項関係）

(13)知事は、有害物質使用事業者が地下水の水質の汚濁の状況の調査の結果の報告をせず、または虚偽の報告をしたときは、その報告を行い、またはその報告の内容を是正すべきことを勧告することができることとします。（第29条の10第1項関係）

(14)知事は、地下水浄化計画の作成を求められた者がこれを作成せず、またはこれらの規定により地下水浄化計画を作成した者もしくは地下水浄化計画を変更した者がこれを提出しないときは、当該地下水浄化計画を作成し、または提出すべきことを勧告することができることとします。(第29条の10第2項関係)

(15)地下水浄化計画を提出した者が当該地下水浄化計画を実施していないと認めるときは、その者に対し、これを実施すべきことを勧告することができることとします。(第29条の10第3項関係)

(16)知事は、勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わなかったときは、その者の氏名または名称、当該事実その他必要な事項を公表することができることとします。(第29条の11関係)

(17)指定有害物質使用特定施設の使用の廃止時の調査

ア 使用が廃止された指定有害物質使用特定施設(水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設であるものを除く。)に係る工場等の敷地であった土地の所有者等であって、当該指定有害物質使用特定施設を設置していたものまたイの規定により知事から通知を受けたものは、規則で定めるところにより、当該土地の土壌の指定有害物質による汚染の状況について、土壌汚染対策法第3条第1項の指定を受けた者に規則で定める方法により調査させて、その結果を知事に報告しなければならないこととします。

(第49条第1項関係)

イ 知事は、特定施設(指定有害物質使用特定施設であるものに限る。)の使用の廃止の届出を受けた場合その他指定有害物質使用特定施設の使用が廃止されたことを知った場合において当該指定有害物質使用特定施設を設置していた者以外に当該指定有害物質使用特定施設が設置されていた工場等の敷地であった土地の所有者等があるときは、当該土地の所有者等に対し、当該指定有害物質使用特定施設の使用が廃止された旨その他の規則で定める事項を通知するものとします。(第49条第2項関係)

ウ 知事は、指定有害物質使用特定施設の使用の廃止時の調査の結果を報告すべき者がその報告をせず、または虚偽の報告をした場合は、その者に対し、その報告を行い、またはその報告の内容を是正すべきことを命ずることができることとします。(第49条第3項関係)

(18)土地の形質変更時の調査

ア 使用が廃止された特定施設(土壌汚染対策法の施行前に使用が廃止された水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設であるものおよびこの条例の施行前に使用が廃止された特定施設であるものに限る。)であって、

その廃止時において同項第1号に規定する物質であったもの（指定有害物質であるものに限る。）をその施設において、製造し、使用し、または処理していたものが設置されていた工場等の敷地であった土地（以下「指定有害物質使用地」という。）において、土壌の採取その他の土地の形質の変更をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該指定有害物質使用地の土壌の指定有害物質による汚染の状況について、指定調査機関に規則で定める方法により調査させ、その結果を知事に報告しなければならないこととします。（第50条第1項関係）

イ 次に掲げる行為については、アの規定は、適用しないこととします。

(ア)過去においてアに基づく調査またはこれに相当するものとして知事が認める調査(以下これらを「土壌調査」という。)を実施したことがある指定有害物質使用地において行う行為

(イ)通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であって、規則で定めるもの

(ロ)非常災害のために必要な応急措置として行う行為

（第50条第2項関係）

ウ 指定有害物質使用地で土地の形質等の変更をしようとする者は、指定調査機関に調査させようとする場合には、あらかじめその旨を知事に届け出なければならないこととします。（第50条第3項関係）

エ 知事は、調査の結果の報告があった場合は、当該調査の結果、当該指定有害物質使用地の土壌の指定有害物質による汚染状態が規則で定める基準（以下「土壌基準」という。）に適合するか否かを確認し、当該報告を受理した日から7日以内にその結果を当該報告をした者に通知するものとします。（第50条第4項関係）

(19)土地の形質変更時の届出等

ア 土壌調査において土壌の指定有害物質による汚染状態が土壌基準に適合しない指定有害物質使用地内で土地の形質の変更をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該土地の形質の変更の種類、場所、施行方法および着手予定日その他規則で定める事項を知事に届け出なければならないこととします。（第50条の2第1項関係）

イ 知事は、アの土地の形質の変更の届出があった場合において、当該届出に係る土地の形質の変更の施行方法が、規則で定める基準に適合すると認めるときはその旨を当該届出をした者に通知するものとし、規則で定める基準に適合しないと認めるときは当該届出を受理した日から14日以内に限り当該届出をした者に対し当該届出に係る土地の形質の変更の施行方法に関する計画の変更を勧告することができることとします。（第50条の2第2項関係）

ウ 土地の形質変更時の土壌調査の報告をした者は、土壌基準に適合する旨の通知を受けた日またはアの規定による届出が受理された日から14日を経過した日もしくは規則で定める基準に適合する旨の通知を受けた日のいず

れか早い日までは、土地の形質の変更に着手してはならないこととします。
(第50条の3第1項関係)

エ アの規定による届出をした者は、その届出が受理された日から14日を経過した日またはアの規定による規則で定める基準に適合する旨の通知を受けた日のいずれか早い日までは、土地の形質の変更に着手してはならないこととします。(第50条の3第2項関係)

(20)知事は、指定有害物質使用地の台帳(「指定有害物質使用地台帳」という。)を調製し、保管するものとします。(第50条の4関係)

(21)土壌汚染改善管理計画

ア 知事は、土壌調査の結果、土壌基準に適合しない場合は、規則で定めるところにより、土地の所有者等に対し、相当の期限を定めて汚染を除去し、または汚染の拡散を防止するための計画(以下「土壌汚染改善管理計画」という。)を作成するよう求めることができることとします。ただし、当該土地の所有者等以外の者の行為によって当該土地の土壌の指定有害物質による汚染が生じたことが明らかな場合であって、その行為をした者に土壌汚染改善管理計画を作成し、実施させることが相当であると認められ、かつ、これを作成し、実施させることについて当該土地の所有者等に異議がないときは、その行為をした者に対し、相当の期限を定めて、土壌汚染改善管理計画を作成するよう求めることができることとします。(第50条の5第1項、第2項関係)

イ (12)ウからオまでは、土壌汚染改善管理計画の作成を求められた者について準用することとします。

(22)知事は、土壌汚染改善管理計画の作成を求められた者がこれを作成せず、またはこれらの規定により土壌汚染改善管理計画を作成した者もしくは土壌汚染改善管理計画を変更した者がこれを提出しないときは、土壌汚染改善管理計画を作成し、または提出すべきことを勧告することができることとします。(第50条の6第1項関係)

(23)土壌汚染改善管理計画を提出した者が当該土壌汚染改善管理計画を実施していないと認めるときは、これを実施すべきことを勧告することができることとします。(第50条の6第2項関係)

(24)知事は、次に掲げる者がそれぞれに定める場合に該当するときは、その者の氏名または名称、当該事実その他必要な事項を公表することができることとします。

ア (17)アの土壌の採取その他の土地の形質の変更をしようとする者 (17)アの報告をせず、または虚偽の報告をした場合

- イ (18)アの土地の形質の変更をしようとする者 (18)アの届出をせず、または虚偽の届出をした場合
- ウ (19)イ、(21)イで準用する(12)エ、(22)、(23)の勧告を受けた者 正当な理由がなく、当該勧告に従わなかった場合
- エ (19)ウおよびエに定める者 (19)ウおよびエに違反した場合
(第50条の7関係)

(25)特定施設を設置している者は、規則で定めるところにより、特定地下浸透水の状態を測定し、その結果を記録しておかなければならないこととします。また、排出水を排出する者は、公共用水域の水質の汚濁の状況を考慮して、排水口の位置その他の排出水の排出の方法を適切にしなければならないこととします。(第53条関係)

(26)知事は、水質汚濁防止法第17条の規定に基づき地下水の水質の汚濁の状況を公表する場合には、水質の汚濁が生じていると認められる地域および地域における地下水の流れに関する情報を併せて公表するものとします。

また、地下水の汚濁が生じていると認められる地域において土壌の採取その他の土地の形質の変更をしようとする者は、地下水の流れに関する情報に留意して、当該水質の汚濁が拡散しないよう配慮しなければならないこととします。(第53条の2関係)

(27)(6)、(7)、(10)アまたはイ、(17)ウの命令に違反した者は、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処することとします。(第56条関係)

(28)(4)の規定に違反した者は、10万円以下の罰金に処することとします。(第61条関係)


(29)その他

ア この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとします。

イ この条例の施行に関し必要な経過措置について規定することとします。

ウ その他必要な規定の整備を行うこととします。

改正公害防止条例の適用について

 今回の改正で
対応する部分

有害物質に係る規定		水濁法の特定施設		公害防止条例の特定施設 (条例独自の横出し施設)		法令対象外の施設
		水濁法適用	水濁法適用	改正公害防止条例適用	公害防止条例適用	規制なし
排水	公共用水域	排水規制 改善命令 一時停止 命令	水濁法適用	水濁法適用	公害防止条例適用	規制なし
	地下浸透	浸透禁止 改善命令 浄化措置命令 一時停止 命令	水濁法適用	改正公害防止条例適用	公害防止条例適用	
		有害物質保管 移送施設届出 地下水調査 調査要請				
地下水浄化計画						
土壌	調査	稼働中	土対法施行 (H15.2)後廃止	土対法施行 (H15.2)前廃止	稼働中	廃止
		規制なし	土対法 適用	改正公害防止 条例適用	規制なし	改正公害防止条例適用
	調査・措置命令	土対法の命令発動基準を満たせば適用				
土壌汚染改善管理計画						改正公害防止条例適用

水濁法: 水質汚濁防止法 土対法: 土壌汚染対策法
 公害防止条例: 滋賀県公害防止条例(現行)